

「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置について（お知らせ）

国土交通省において「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）」が決定・公表され、同省から通知された「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」による新労務単価の早期適用等の要請を踏まえて、本市においても、適正な価格での契約及び技能労働者等への適正な水準の賃金の支払等を促進するため、下記のとおり、特例措置を講じることとしましたので通知します。

なお、本特例措置により契約金額を変更した場合には、従事労働者に対する適切な賃金の支払及び適正金額での下請・再委託契約の締結等に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 特例措置の内容

新労務単価の決定に伴い、「2 特例措置の対象」に定める工事・業務委託の受注者は、平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を新労務単価等（新労務単価及び当初契約時点の材料単価等）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができるものとする。

2 特例措置の対象

（1）建設工事

令和2年3月1日以降に契約を締結する予定価格（税込み）が250万円を超える工事のうち、旧労務単価を適用して設計金額を積算しているもの

（2）業務委託

令和2年3月1日以降に契約を締結する予定価格（税込み）が100万円を超える「工事に類する業務委託等（樹木・街路樹管理、道路清掃、除草など）」のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの（ただし、建設工事に係る設計、測量等の「工事関連業務」は除く。）

※対象案件の受注者には、工事担当課（監督員）（業務委託の場合は業務担当課。以下「工事担当課等」という。）から個別にお知らせします。

3 変更後の契約金額の算出方法

変更後の契約金額については、次の算定式により算出する。

変更後の契約金額＝P（新）×k

P（新）：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された設計金額（予定価格）

k：当初契約の落札率

4 変更手続

（1）変更方法

ア 受注者が、**様式1**、**誓約書**により工事担当課等に変更協議を請求する。

イ 工事担当課等において新労務単価等に基づき設計金額（予定価格）及び契約金額の増額分を算出し、**様式2**により受注者に通知する。

ウ 受注者が、**様式3**により工事担当課等に契約金額の増額分について承諾すれば協議が成立する。

5 請求期限

「履行期限の20日前」又は「令和2年5月31日」のいずれか早い日

ただし、対象のうち契約の締結が令和2年4月1日以降となったものは契約日から2月以内に限る。